

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本語聴覚士協会と称する。

2 当法人の英語による表記は「Japanese Association of Speech-Language-Hearing Therapists」と称し、略称を「JAS」とする。

### (事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を、東京都新宿区に置く。

2 当法人は理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、国民の保健・医療・福祉・教育の増進に寄与することを目的とし、言語聴覚士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めると共に、言語聴覚障害学及び言語聴覚療法の普及・発展を図る。

### (事業)

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民の健康及び福祉の向上に関する事
- (2) 言語聴覚障害学の普及・発展に関する事
- (3) 言語聴覚療法の普及・発展に関する事
- (4) 言語聴覚士の職業倫理および社会的責務に関する事
- (5) 言語聴覚士の知識・技術の向上に関する事
- (6) 言語聴覚士の教育・養成に関する事
- (7) 学会の開催に関する事
- (8) 国内外の関連団体との連携・交流に関する事
- (9) 会員の福利厚生に関する事
- (10) 前各号に定める事業に関連する事業

### (事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 「言語聴覚士法」（平成9年法律第132号）第2条の規定による言語聴覚士の免許を有する者であつて、当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助する個人及び団体
- (3) 名誉会員 言語聴覚障害学領域に対して多大な功績のあつた者で、理事会の推薦を受け、社員総会の承認を得た個人
- (4) 準会員 言語聴覚士の免許を有しない者で当法人の目的に賛同する個人

(入会) 第7条 正会員、賛助会員又は準会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員、賛助会員又は準会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、名誉会員はその限りではない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 正会員が言語聴覚士の免許を取り消されたとき
- (7) 総正会員の同意があつたとき

### (退会)

第10条 正会員、賛助会員又は準会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。但し、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

る。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)当法人の定款又は規程に違反したとき
  - (2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が11条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 当法人に次の役員をおく。

- 理事 16名以上20名以内  
監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、9名以内を執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第14条 理事は正会員の中から理事会において定める選挙規程に基づき、社員総会の議決によって選任する。ただし、理事会が推薦し、社員総会の議決を経て会員以外の学識者等から選任することができる。

- 2 理事会において、代表理事及び執行理事を選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会において、第2項で選任された執行理事より、副会長及び常任理事を選任する。ただし、副会長は2名以内、常任理事は7名以内とする。
- 5 監事は、正会員の中から理事会において定める選挙規程に基づき、社員総会の議決によって選任する。ただし、理事会が推薦し、社員総会の議決を経て会員以外の学識者等から選任することができる。
- 6 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し当法人の業務を執行する。また会長に事故ある時又は会長が欠けた時は、あらかじめ理事会が議決した順序でその職務を代行する。
- 4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、会長及び常任理事以外の理事から、業務を分担執行する者を選任することができる。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、常任理事及び第5項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第16条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1)理事の業務執行状況を監査すること
- (2)当法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3)理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること
- (5)前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6)理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7)理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第17条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員は、次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

(役員の報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

(取引の制限)

第20条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2)自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3)当法人がその理事の責務を保障すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前2項の取り扱いについては、第44条に定める理事会規程によるものとする。

(委員会)

第21条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(審議機関)

第22条 審議機関として、審議委員会を置く。審議委員会は審議員をもって構成し、理事会からの審議事項等を審議し、理事会に意見を答申する。

- 2 審議員は30名以内とし、正会員の中から理事会において定める選挙規程に基づき、社員総会の議決によって選任する。任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 審議員は、理事、監事を兼ねることができない。
- 4 会長は、定時社員総会及び臨時社員総会の前に審議委員会を招集しなければならない。
- 5 理事、監事は、審議委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 6 審議委員会の議長は出席した審議員の中から選出する。
- 7 審議委員会は審議員現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 審議委員会の議決は、社員総会及び理事会の議決事項については議決することができない。

(顧問)

第23条 当法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は専門的な事項に関して必要な事項を助言することを職務とし、会長が会員以外の者から委嘱する。
- 3 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

## 第4章 社員総会

(種類)

第24条 当法人の社員総会は、「一般社団・財団法人法」に定める社員総会とし、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第26条 社員総会は、「一般社団・財団法人法」に定める事項並びにこの定款で定める事項を議決する。

- (1)役員を選任及び解任
  - (2)役員等の報酬の額又はその規程
  - (3)定款の変更
  - (4)各事業年度の事業報告及び決算報告
  - (5)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
  - (6)会員の除名
  - (7)解散及び残余財産の処分
  - (8)合併、事業の全部又は一部の譲渡及び目的事業の全部の廃止
  - (9)理事会において社員総会に付議した事項
  - (10)前号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に定める事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第28条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に召集の請求をしたとき

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事会にあったとき

(招集)

第28条 社員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 社員総会は、毎事業年度終了時の正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第31条 社員総会の議事は、「一般社団・財団法人法」第40条2項に定める事項及びこの定款に定めるものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は磁氣的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなすものとする。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

(社員総会規程)

第34条 社員総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規程による。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、常任理事の選定及び解任

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会日とする召集の通知が発せられない場合に、その請求をした

理事が招集したとき

(4)第16条第1項5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(召集)

第38条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事としての表決に加わることはできない。

(議決の省略)

第42条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

(理事会規程)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第6章 常任理事会

(構成)

第45条 常任理事会は会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第46条 常任理事会は理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

2 常任理事会において承認した事項は理事会に報告しその承認をもとめなければならない。

(開催)

第47条 常任理事会は次の場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき

(2)常任理事の5分の1以上から招集の請求があったとき

(召集)

第48条 常任理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第1項第2号により請求があったときはその日から2週間以内に常任理事会を招集しなければならない。

(議長)

第49条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第50条 常任理事会は、常任理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第51条 常任理事会の議決は、この定款に別段の定めがあるもののほか、出席した常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

(議決の省略)

第52条 常任理事が、常任理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、常任理事の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決した旨の常任理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第53条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、これに署名押印しなければならない。

(常任理事会規程)

第54条 常任理事会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、常任理事会において定める常任理事会規程による。

## 第7章 財産及び会計

(会計原則)

第55条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(財産の管理・運用)

第56条 当法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第57条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を得て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の前日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第58条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びに、これらの附属明細書（以下計算書類という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 本法人は、第1項の定時社員総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(帳簿)

第59条 当法人は主要簿及び補助簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。財務諸表、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書は最低10年間保存しなければならない。

(長期借入金)

第60条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

第61条 当法人は、会員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に定める基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第62条 当法人は第65条の解散の時まで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することはできないものとする。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第63条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第64条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第65条 当法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに定める事由のほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第66条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により当法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務所

(事務所の設置等)

第67条 当法人の事務を処理するため、事務所を設置する。

- 2 事務所には所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務所の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第68条 当法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録
  - (7) 役員等の報酬規程
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
  - (10) 前項の監査報告書
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第69条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第69条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第70条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第71条 当法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない理由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

第72条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 付 則

- 1 この定款は、平成21年9月13日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとし、その任期は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第57条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによる。
- 4 当法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、平成21年9月13日から平成22年3月31日までとする。
- 5 当法人の設立時の役員は次の通りとする。

代表理事 深浦 順一  
理事 長谷川 賢一  
理事 立石 雅子  
監事 種村 純

以上、一般社団法人日本語聴覚士協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名押印する。

平成21年9月13日

設立時社員 1 住所 佐賀県  
氏名 深浦 順一  
2 住所 静岡県  
氏名 長谷川 賢一  
3 住所 東京都  
氏名 立石 雅子  
4 住所 岡山県  
氏名 種村 純

## 会員及び会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は定款第6条及び第8条の規定に基づき、一般社団法人日本言語聴覚士協会（以下「当法人」という。）の会員の入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第6条に定めるとおり、正会員、賛助会員、名誉会員、準会員の4種とする。

2 前項に規定する以外の団体で、当法人の目的および事業に賛同し、当会発行の学術誌「言語聴覚研究」を講読する者は理事会の承認を経て、講読会員となることができる。

### (入会金及び年会費)

第3条 正会員は当法人に入会するときに入会金 3,000 円並びに、年会費を納入しなければならない。なお入会金の納入は正会員のみとする。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 正会員 10,000 円
- (2) 賛助会員 1 口 20,000 円とし、個人 1 口以上 団体 2 口以上
- (3) 名誉会員 なし
- (4) 準会員 5,000 円
- (5) 講読会員 8,000 円

3 前項の規定にかかわらず、資格取得年度に正会員として入会する者は、当該年度の年会費を 5,000 円とする。

### (改 廃)

第4条 この規程の改廃は社員総会の議決を経て行う。

### 付 則

この規程は平成 21 年 9 月 13 日から施行する。